

はじめに

最近、道路運送部門において、道路運送貨物の増大とそれともなう相対的な労働力不足あるいは賃金高騰などの理由から、貨物運送車両のトレーラ化、あるいは梱包・荷役の合理化からコンテナ化が進められている。また建設部門においても工事の合理化・省力化のために機材がますます大型化されている傾向にあり、機材の運送に使われる重トレーラ、あるいは道路を利用して転送する大型トラッククレーンなどにおいて、その例がみられる。

このように時代のすう勢として、道路運送車両や建設用車両の大型化の傾向がみられるのであるが、一方において、自動車交通の激増により交通事故・交通渋滞・交通公害などが、社会問題として日々の新聞紙上に大きく取り上げられている。とくに最近、建設用車両による踏切事故の頻発、過積載車両による交通事故の発生、あるいは橋梁床版など道路構造物の破損事故が相次いで発生している。

このような自動車交通に起因する問題に対して、その解決のための諸策が次々と打ち出されているが、とくに大型車両に対しては道路交通法による大型車両の交通規制、道路法に基づく車両通行制限の強化などが、その対策としてとられつつある。

このような情勢にあって、建設工事に携わる者としては、建設工事の重要性を十分認識しつつ、車両に起因する事故の発生を防止するようつとめねばならないし、そのためには車両の道路通行に関する諸法令を知っておくことが必要であろう。

車両の道路通行に関する法令は数多くあるが、この稿においては、次の法令について、主として建設用機材運搬に係わる大型車両に係る道路通行の法的制限について紹介することとする。

* 正会員 建設省道路局路政課道路交通管理室補佐

- ① 道路交通法および同施行令
- ② 道路法の規定に基づく車両制限令
- ③ 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準
- ④ 土砂などを運搬する大型自動車による交通事故の防止などに関する特別措置法

1. 用語

法令に用いられる用語は、それぞれの法令によってその意味することが異なるものであって、その法令に用いる用語は、その法令においてあらかじめ定義づけられているものであるので、この点とくに注意する必要がある。たとえば、ただ単に「道路」といっても、道路交通法で用いられる「道路」と道路法上の「道路」とでは異なり、その法が適用される道路の範囲が異なる。また「車両」についても同様のことがいえる。

ここでは「道路」および「車両」という用語について各法令上の相異点を説明することとするが、それ以外の用語についても各法令の条文説明において紹介することとする。

(1) 道 路

道路交通法上の「道路」については、同法第二条第1号に「道路—道路法（昭和27年法律第180号）第二条第1項に規定する道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）第二条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう」と規定している。

ここで、道路法第二条第1項に規定する道路とは、道路法が適用される道路であり、道路法の同項に「この法律（道路法）において道路とは、一般交通の用に供する道（自動車のみの一般交通の用に供する道を含む）で次条各号（注：道路の種類が掲げてあり、その種類は、高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道となっている）で掲げるものをいい、トンネル・橋・渡船施設・道路用エレベーターなど道路と一体となってその効

表一 道路法上の道路の種類と道路管理者

道路の種類	道路管理者	通行認定申請の窓口
高速自動車国道	建設大臣	日本道路公団の本社、支社または事務所
一般国道（指定区間）	建設大臣	建設本省または地方建設局もしくは、工事事務所
一般国道（その他）	都道府県知事	都道府県庁または土木事務所
都道府県道	都道府県	
区町村道（特別区道を含む）	市町村	市役所（区役所）町村役場または土木出張所
日本道路公団の管理する道路	日本道路公団	公団の本社、支社または事務所
首都高速道路公団の管理する道路	首都高速道路公団	
阪神高速道路公団の管理する道路	阪神高速道路公団	

用を全うする施設または工作物および道路の付属物で、当該道路に付属して設けられているものを含むものとする」と規定している。

また道路運送法第二条第7項には、「この法律で『道路』とは、道路法（注：前出）による道路およびその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう」と規定している。さらに同法第二条第8節に「この法律で『自動車道』とは、もっぱら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい『一般自動車道』とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、『専用自動車道』とは、自動車運送事業者がもっぱらその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう」と規定している。なお、後述の道路運送車両法における「道路」は、道路交通法と同じである。

以上のように法令により「道路」の定義を異にしているので、この点に注意する必要がある。道路運送法上の「専用自動車道」というのは、たとえば、あるバス会社が、もっぱらその会社のバスを走らせる道であり、道路法（第5節）で規定している「自動車専用道路（たとえば、京葉道路）」とは異なる。

ここでとくに注意すべき点は、道路交通法などでいう「一般交通の用に供するその他の場所」についてである。

この点に関して宮崎清文氏は、その著書「条解道路交通法」で「一般交通の用に供するその他の場所」とは道路法に規定する道路および自動車道以外で不特定の人や車が自由に通行することができる場所をいう。不特定人が自由に通行することができる場所であるかぎり私有地であると否とを問わない。ただし「道路」という以上それはある程度客観的に見ていわゆる「道」の形態をそなえていることが必要であろう。一般交通の用に供する場所の例としては不特定人の自由な通行が認められている私道・空地・広場・公開時間中の公園内の道路および学校の構内の通路・神社・仏閣の境内などがあげられる。もっとも、私有地などにあっては、その管理権者の意志に基づいて閉鎖されたときは、この法律（道路交通法）という道路でなくなるわけである、と説明している。

この「一般交通の用に供するその場所」については、法の適用解釈がむずかしいようであり、この点に関する訴訟が多くなされている。その判決例から推して、工事現場内の道路が道路交通法上の道路にあたるかどうかは、その道路の通行の管理の状況いかんによるものようであり、たとえば、工事現場に柵を設け、出入口を定め、かつ守衛などを置いて一般の通行を禁止または制限している場合において、その管理が十分に行なわれてい

る場合に限り、柵内の現場の道路は、道路交通法上の道路とはみなされないものと思われる。また道路運送車両法などにおいても同様と思われる。以下道路であるか否かについて参考までに二、三の判決例の要旨を紹介しておく。

a) 道路であると判決された例

⑧ 道路法の道路について工事のため道路標識をもって一般の通行が禁止されている場合であっても、通行禁止の標識をもって道路でないとするのはできず、道路交通法上の道路にあたる（昭和42年東京高裁判決）。

⑥ 河原において砂利採取のため貨物自動車などの通行の用に供しており……一見道路の形態をなし、単なる河原と区別できる状況にあることが認められる場所は道路交通法上の道路にあたる（昭和37年仙台高裁秋田支部判決）。

b) 道路でないとして判決された例

事務所などの建物の周囲がコンクリート塀で囲まれていて、正門1か所のみから通るほかに通り抜けができず、しかも、通行者がいちいちそのつど管理者の許可などを受けなければならないような構内の広場は道路交通法上の道路でない（昭和38年仙台高裁判決）。

(2) 車 両

「車両」について各法令で規定している条文は、表一2のとおりであるが、各法令において「車両」の意味の異なる点を列記すると、およそ次のようになる。

① 車両制限令においては、積載物と乗車している人を含めて車両としている。

② 道路運送車両法においては、車に固定したもので、たとえば、クレーンの場合に操作室とかクレーンなど、車に固定したものは車そのものとしている（道路運送車両の保安基準第一条第3号で当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設けるなど、運行に必要な装備をした状態を空車状態といっている）。したがってクレーン車などのように車に固定されている装置は、積載物ではない。

③ 同様に、クレーン車などについては、道路交通法の積載制限に係わる条項の対象とはならないと解釈される。

④ 車両法にあっては、被牽引車（トレーラなど）は自動車であるが、道交法では軽車両である。ただし、道交法第十六条の規定により自動車または原動機自転車により他の車両を牽引する場合、牽引される車両はその牽引する自動車または原動機付自転車の一部とすると規定されている。

⑤ セミトレーラなどを連結している車両の法に定められている制限値の適用にあたっては、車両保安基準で

表-2 車 両 の 意 味

道路運送車両法の道路運送車両	道路交通法上の車両	車両制限令上の車両
<p>自動車 原動機により路上を移動させることを目的として製作した用具で軌条もしくは架線を用いないもの、またはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。</p> <p>原動機付自転車 運輸省令で定める総排気量または定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条もしくは架線を用いないもの、またはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。</p> <p>軽車両 人力もしくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条もしくは架線を用いないもの、またはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令で定めるものをいう。</p>	<p>自動車 原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車以外のものをいう。</p> <p>原動機付自転車 総理府令で定める大きさ以外の総排気量または定格出力を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車をいう。</p> <p>軽車両 自転車、荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両にけん引され、かつ、レールによらないで運転する車（そりおよび牛馬を含む）であって、身体障害者用の車いすおよび小児用の車以外のものをいう。</p> <p>トロリーバス（無軌条電車） 架線から供給される電力により、かつ、レールによらないで運転する車をいう。</p>	<p>路面電車を除く車両（人が乗車し、または貨物が積載されている場合にあっては、その状態におけるものをいう）をいう。</p>

表-3 各法令の所管省庁と、そのおもな制限基準値

区 分	道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年 7 月 28 日運輸省令第 67 号)	車両制限令の一般的基準 (昭和 36 年 7 月 17 日政令第 265 号)	道路交通法および同法施行令 (昭和 35 年 10 月 11 日政令第 270 号)
根 拠 法	道路運送車両法	道 路 法	道路交通法
所 管 省 庁	運 輸 省	建 設 省	警 察 庁
制限外許認可等の交付者	陸 運 局 長	道 路 管 理 者	公 安 委 員 会 (牽 引) 警 察 署 長 (積 載)
幅 高 さ (m)	自動車の幅 (積載物を含まず) は 2.5 以下 自動車の高さ (積載物を含まず) は 3.5 以下	車両の幅 (積載物を含む) は 2.5 以下 車両の幅 (積載物を含む) は 3.5 以下	積載物の幅は自動車の幅以下 積載物の高さ+荷台の高さは 3.5 以下
長 さ (m)	自動車の長さ (積載物を含まず) は 12 以下	車両の長さ (積載物を含む) は 12 以下	積載物の長さは自動車の長さ×1.1 以下 また牽引する自動車+被牽引車両は 25 m 以下
重 さ (t)	総重量 (最大積載量+乗車人員×55 kg+車両の自重) は 20 以下 軸重は 10 以下 輪荷重は 5 以下	総重量 (積載物の重量+乗車人員×55 kg+車両の自重) は 20 以下 軸重は 10 以下 輪荷重は 5 以下	積載物の重量は最大積載量以下 規定なし 規定なし 規定なし
最小回転半径 (m)	12 以下	12 以下	規定なし

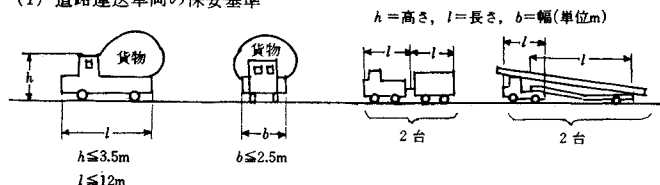
注：道交法施行令にはこのほか、容積として制限値の幅高さ×長さ相当の制限値が規定されている。

表-4 建設用車両の諸元例

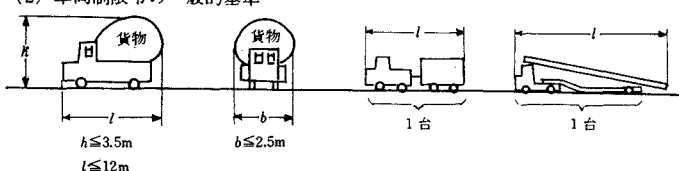
種 類	形 式	幅 (mm)	高さ (mm)	長さ (mm)	総重量 (kg)	最大積載量 (kg)
ダンプトラック	ニッサン DU 780H	2 350	2 480	6 795	約 11 800	6 500
	いすゞ TD 50 A-D	2 460	2 680	6 980	約 14 600	8 000
	いすゞ TM 65-D	2 460	2 730	7 000	約 19 800	11 000
重ダンプトラック	日野 ZG 13	* 3 000	3 200	6 363	*約 27 100	13 500
	三菱ふそう T330	約 2 470	約 3 300	約 10 000	約 14 200	最大つり 上げ能力 10 000
	日野 ZQ 50	2 490	3 465	11 995	約 19 910	〃 20 000
	ニッサン 4 TVW 30 C	* 2 790	* 3 740	*13 100	*約 31 600	〃 35 000
	ニッサン 9 TVW 70 C	* 3 365	* 3 565	*12 860	*約 44 150	〃 80 000
ブルドーザ	D 250 A-15 (排土装置付)	* 4 740	3 430	7 120	*35 100	—
	モータスクレーバ	TS 562	* 3 660	* 3 840	*14 610	*46 700

注：* 印は車両制限令の一般的制限基準をこえる諸元。

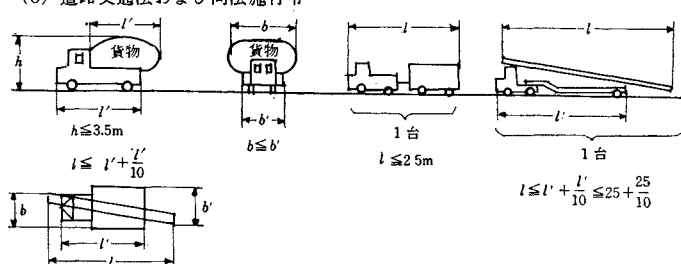
(1) 道路運送車両の保安基準



(2) 車両制限令の一般的基準



(3) 道路交通法および同法施行令



図一 各法令において規定されている大きさの制限基準値の測り方

は、トラクタ+セミトレーラを各1台として、それぞれ別個に制限値を適用するが、道交法および車両制限令では、連結した状態（トラクタ+セミトレーラで1台）で適用される。

これらの具体的事例については後述することとする。

2. 道路交通法

道路交通法は「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ること（同法第一条）」を目的とする法律で、昭和35年6月25日法律第105号として公布され、同年12月20日から施行された*。この法律は、警察が行なう取締りの根拠となる基本法であり、その内容は、次のとおりである。

- ① 歩行者の通行方法
- ② 車両および路面電車の交通方法
- ③ 運転者および雇用者などの義務
- ④ 高速自動車国道などにおける自動車の交通方法などの特例
- ⑤ 道路の使用など
- ⑥ 自動車および原動機付自転車の運転免許
- ⑦ 罰則
- ⑧ その他

なお、道路交通法の一般的事項については、自動車運転免許取得の際、およその内容は周知されていることと思われるので、ここでは乗車・積載および牽引の制限について適用条文を紹介することとする。

乗車・積載および牽引の制限については同法の第五十五条から第六十条までに規定されており、これらの制限

* 同法は、その後、再三にわたって細部の改正が行なわれている。

をこえて乗車・積載および牽引する場合は、出発地警察署長の許可、あるいは公安委員会の許可を受けなければならないと規定されている。

【条文】

a) (乗車または積載の方法)第五十五条
車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させ、または乗車もしくは積載のために設備された場所以外の場所に積載して車両を運転してはならない。ただし、もっぱら貨物を運搬する構造の自動車（以下次条および第五十七条において「貨物自動車」という）で貨物を積載しているものにあつては、当該貨物を看守するために必要な最小限度の人員をその荷台に乗車させ運転することができる。

(第2, 第3項省略)。

b) (乗車または積載の方法の特例) 第五十六条

① 車両の運転者は、当該車両の出発地を管轄する警察署長（以下第五十八条までにおいて「出発地警察署長」という）が当該車両の構造または道路もしくは交通の状況により支障がないと認めて積載の場所を指定して許可をしたときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該車両の乗車または積載のために設備された場所以外の場所で指定された場所に積載して車両を運転することができる。

② 貨物自動車の運転者は、出発地警察署長が道路または交通の状況により支障がないと認めて人員を限って許可をしたときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該許可に係わる人員の範囲内で当該貨物自動車の荷台に乗車させて貨物自動車を運転することができる。

c) (乗車または積載の制限など) 第五十七条

① 車両（軽車両を除く。以下この項において同じ）の運転者は、当該車両について政令（注：道路交通法施行令）で定める乗車人員または積載重量もしくは積載容量の制限をこえて乗車をさせ、または積載をして車両を運転してはならない。

ただし、第五十五条第1項ただし書の規定により、または前条第2項の規定による許可を受けて貨物自動車の荷台に乗車させる場合にあっては、当該制限をこえる乗車をさせて運転することができる。

② 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全をはかるため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員または積載重量もしくは積載容量の制限について定めることができる。

表-5 自動車の種類

(1) 道路交通法上の自動車の種類

自動車の種類	車体の大きさ等	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
大型自動車	大型特殊自動車、自動二輪車および小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が 8000 kg 以上のもの、最大積載量が 5000 kg 以上のものまたは乗車定員が 11 人以上のもの			
普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、大型特殊自動車、自動二輪車または小型特殊自動車について定められた車体の大きさなどのいずれにも該当しない自動車			
大型特殊自動車	カタピラを有する自動車（内閣総理大臣が指定するものを除く）ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ・スクレーバ、ショベル・ローダ、タンバ、モータ・スイーパー・ホーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、農耕作業用自動車および内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車、小型特殊自動車、小型特殊自動車以外のもの			
自動二輪車	二輪の自動車（側車付のものを含む）で、大型特殊自動車および小型特殊自動車以外のもの			
小型特殊自動車	カタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーバ、ショベル・ローダ、タンバ、モータ・スイーパー、ホーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、農耕作業用自動車および内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車、車体の大きさが右欄に該当するもののうち、15 km/h をこえる速度を出しことができない構造のもの（内燃機関を原動機とする自動車においては、その総排気量が 150 l 以下のものに限る）	4.70 m 以下	1.70 m 以下	2.00 m 以下

(2) 道路運送車両法上の自動車の種類

自動車の種類	自動車の構造および原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車および小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車および被けん引自動車（自動車の大きさが右欄に該当するものうち軽自動車、大型特殊自動車および小型特殊自動車以外のもの（内燃機関（ディーゼル機関を除く）を原動機とする自動車においては、その総排気量が 2.00 l 以下のものに限る））	4.70 m 以下	1.70 m 以下	2.00 m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）および三輪自動車（軽自動車、大型特殊自動車および小型特殊自動車以外のもの）			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車および被けん引自動車（自動車の大きさが右欄に該当するものうち小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車においては、その総排気量が 0.360 l 以下のものに限る））	3.00 m 以下	1.30 m 以下	2.00 m 以下
	二輪自動車（側面付二輪自動車を含む）で自動車の大きさが右欄に該当するものうち小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車においては、その総排気量が 0.250 l 以下のものに限る）	2.50 m 以下	1.30 m 以下	2.00 m 以下
大型特殊自動車	カタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーバ、ショベル・ローダ、タンバ、モータ・スイーパー、ホーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、農耕作業用自動車および土木作業用牽引自動車（側車付二輪自動車を含む）以外のもの、ボール・トラレーラならびに運輸大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車	カタピラを有する自動車、ロード・ローラ、タイヤ・ローラ、ロード・スタビライザ、タイヤ・ドーザ、グレーダ、スクレーバ、ショベル・ローダ、タンバ、モータ・スイーパー、ホーク・リフト、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、アスファルト・フィニッシャ、ホイール・ハンマ、農耕作業用自動車、土木作業用牽引自動車および運輸大臣の指定する特殊な構造を有する自動車（自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度 15 km/h 以下のもの（内燃機関を原動機とする自動車においては、その総排気量が 1.50 l 以下のものに限る））	4.70 m 以下	1.70 m 以下	2.00 m 以下

注：車両制限令でいう「特殊車両」と上記の「特殊自動車」とは異なることに注意されたい。

③ 貨物が分割できないものであるため、第1項本文の政令で定める積載重量もしくは積載容量の制限、または前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量、もしくは積載容量をこえることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造または道路、もしくは交通の状況により支障がないと認めて、重量または容量を限って許可をしたときは、車両の運転者は、第1項本文または前項の規定にかかわらず、当該許可に係わる重量および容量の範囲内で当該制限をこえる積載をして車両を運転することができる。

d) (制限外許可証の交付など) 第五十八条

① 出発地警察署長は、第五十六条または前条第3項の規定による許可（以下この条において「制限外許可」という）をしたときは、許可証を交付しなければならない。

② 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係わる車両の運転中、当該許可証を携帯していなければならない。

③ 制限外許可を与える場合において、必要があると認めるときは、出発地警察署長は、政令で定めるところにより、当該許可に危険を防止するため必要な条件を付することができる。

④ 第1項の許可証の様式その他制限外許可の手続について必要な事項は、総理府令で定める。

e) (自動車の牽引制限) 第五十九条

① 自動車の運転者は、牽引するための構造および装置を有する自動車によって、牽引されるための構造および装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。ただし、故障その他の理由により自動車を牽引することがやむを得ない場合において、政令で定めるところにより当該自動車を牽引するときは、この限りでない。

② 自動車の運転者は、他の車両を牽引する場合において、自動二輪車・軽自動車または小型特殊自動車によって牽引するときは、1台をこえる車両を、その他の自動車によって牽引するときは、2台をこえる車両を牽引

してはならず、また、牽引する自動車の前端から、牽引される車両の後端（牽引される車両が2台のときは2台目の車両の後端）までの長さが25メートルをこえるときは、牽引してはならない。ただし、公安委員会が当該自動車について道路を指定し、または時間を限って牽引の許可をしたときは、この限りではない。

③ 前項ただし書の規定による許可をしたときは、公安委員会は、許可証を交付しなければならない。

④ 前項の規定により許可証の交付を受けた自動車の運転者は、当該許可に係わる牽引中、当該許可証を携帯していなければならない。

⑤ 第3項の許可証の様式その他第2項ただし書の許可の手続について必要な事項は、総理府で定める。

[条文終り]

なお、政令（道路交通法施行令）には、自動車の乗車・積載および牽引について次のように規定している。

【条文抄録】

a)（自動車の乗車または積載の制限）第二十二條

自動車の法第五十七條第1項の政令で定める乗車人員または積載重量もしくは積載容量の制限は、次の各号に定めるところによる。

① 乗車人員（運転者を含む、以下次条において同じ）は、自動車（自動2輪車（側車付きのものを除く、以下この号、次号ならびに第3号④および⑤において同じ）および小型特殊自動車を除く）にあっては、自動車検査証または軽自動車届出済証に記載された乗車定員を、自動2輪車および小型特殊自動車にあっては1人（自動2輪車および小型特殊自動車で運転者以外の者の用に供する乗車装置を備えるものにおいて2人）をそれぞれこえないこと（注：ただし書省略）。

② 積載重量は、小型特殊自動車以外にあっては自動車検査証または軽自動車届出済証に記載された最大積載重量（自動2輪車で乗車装置または積載装置を備えるものにおいて60kg、第十二條第1項の総理府令で定める大きさ以下の原動機を有する自動2輪車がリヤカーを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーについては120kgを、小型特殊自動車に積載装置を備えるものにおいて500kgをそれぞれこえないこと（注：ただし書は省略）。

③ 積載容量は、次に掲げる長さ・幅および高さを乗じて得た容積に相当する容量をこえてはならず、また、積載した貨物の長さ・幅または高さは、それぞれ次に掲げる長さ・幅または高さをこえないこと。

④ 長さ：自動車の長さその長さの10分の1の長さを加えたもの（自動2輪車にあってはその乗車装置または積載装置の長さ0.3mを加えたもの）。

⑤ 幅：自動車の幅（自動2輪車にあっては、その乗

車装置または積載装置の幅に0.3mを加えたもの）。

⑥ 高さ：3.5m（3輪の普通自動車にあっては、2.5m 自動2輪車・軽自動車および小型特殊自動車にあっては2m）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。

b)（制限外許可の条件）第二十四條

法第五十八條第3項の規定により出発地警察署長が付することができる条件は、次の各号に掲げるものとする。

① 積載した貨物の長さまたは幅が前項に規定する制限（注：第二十三條は原動機付自転車の乗車又は積載の制限）または法第五十七條第二項の規定に基づき公安委員会が定める制限をこえるものであるときは、その貨物の見やすい箇所に、昼間にあっては0.3m²以上の大きさの赤色の布を、夜間にあっては赤色の灯火または反射器をつけること。

② 車両の前面の見やすい箇所に法第五十八條第1項の規定による許可証を掲示すること。

③ 前2号に掲げるもののほか、道路における危険を防止するため必要と認める事項（第2項省略）。

[条文終り]

以上が、道路交通法および同施行令に規定する乗車・積載および牽引の制限に関する規定である。

3. 車両制限令*

車両制限令は、道路法第四十七條第1項の規定に基づき昭和36年7月17日政令第265号として公布されたもので「道路（道路法上の道路）の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準」が定められている。

政令の内容は、次のとおりである。

- ① 幅の制限、② 総重量・軸重および軸荷重の制限、
- ③ 長さ・高さおよび最小回転半径の制限、④ カタピラを有する自動車の制限、⑤ 路肩通行の制限、⑥ 通行方法の制限、⑦ 無軌条電車の特例、⑧ 幅の制限の特例、
- ⑨ 特殊な車両の特例、⑩ 緊急自動車などの特例

(1) 制限基準

道路を通行しようとする車両（人および積載物を含む）の大きさ・重さなどは、同令で定められている制限基準をこえてはならないとされており、その制限基準を

* 道路交通法の改正が本年6月、車両制限令に関する道路法の改正が46年4月に行なわれたが、政令（車両制限令）については、目下その改正作業が進められている段階なので本稿においては、現在施行されている現行政令について説明する。

大別すると「一般的制限基準」と「個別的制限基準」の2つに区分することができる。

a) 一般的制限基準

道路を通行しようとする車両の大きさ・重さなど（以下車両の諸元という）は、一般的に次のように制限されて

- 車両の幅：2.5m 以下（令第三条）
- 車両の高さ：3.5m 以下（令第八条）
- 車両の長さ：12m 以下（令第八条）
- 車両の総重量：20 t 以下（令第六条）
- 車両の軸重：10 t 以下（令第六条）
- 車両の輪荷重：5 t 以下（令第六条）
- 車両の最外側わだちの最小回転半径：
12 m 以下（令第八条）

b) 個別的制限基準

道路を通行する車両の諸元は、b) に示す制限のほか、次に示すように個々の道路の条件によっても制限されている。

1) 幅の制限

[条文] 第四条

① 市街地を形成している区域（以下「市街地区域」という）内の道路で、道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したもの（注：一般に「極少指定」といっている）または一方通行とされているものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員（歩道を有しない道路で、その路肩の幅員が明らかでないもの、またはその路肩の幅員の合計が1m 未満（トンネル・橋または高架の道路にあっては、0.5m 未満）のものにあっては、当該道路の路面の幅員から1m（トンネル・橋または高架の道路にあっては、0.5m）を減じたものとする、以下同じ）から0.5m を減じたものをこえないものでなければならない。

② 市街地区域内の道路で前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5m を減じたものの2分の1をこえないものでなければならない。

③ 市街地区域内の駅前・繁華街などにある歩行者の多い道路で、道路管理者が指定したものの歩道を有しない区間を、道路管理者が指定した時間内に通行する車両について、前2項の規定の適用については、第1項中「0.5m を減じたもの」とあるのは「1m を減じたもの」と、第2項中「0.5m とあるのは「1.5m」とする。

第五条

① 市街地区域外の道路（道路管理者が自動車の交通量がきわめて少ないと認めて指定したものを除く。以下次項において同じ）で、一方通行とされているものまたはその道路におおむね300m 以内の区間ごとに待避て

所があるもの（道路管理者が自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があると認め指定したものを除く）を通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5m を減じたものをこえないものでなければならない。

② 市街地区域外の道路が前項に規定するもの以外のものを通行する車両の幅は、当該道路の車道の幅員の2分の1をこえないものでなければならない。

2) 総重量・軸重および輪荷重の制限

[条文] 第七条

① 道路構造令（昭和33年政令第244号）第二十四条第2項*および第3項*の基準に適合している舗装またはこれと同等の強度を有する舗装がなされていない都道府県道または市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量・軸重または輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量・軸重または輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到着することができない車両については、この限りでない。

② 高架の道路または栈道について、道路管理者が安全であると認められる車両の総重量・軸重または輪荷重の限度を定めたときは、当該高架の道路または栈道を通行する車両の総重量・軸重または輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。

③ 融雪・冠水などのため支持力が著しく低下している道路について、道路管理者が路盤または路床の破損を防止するため、必要と認められる車両の総重量・軸重または輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量・軸重または輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならない。（第4項省略）[条文終り]

(2) 特殊な車両の特例

道路を通行しようとする車両が、前述の制限基準をこえるものであれば通行の制限をうけることとなるが、制限の基準をこえる車両であっても、その使用目的による車体の構造などの特殊性からやむを得ないと道路管理者が認めたものについては、同令第14条の規定に基づき通行が認められる。このように同令第14条の特例を受ける車両を一般に「特殊車両」または「特認車両」としており、制限基準をこえる車両を通行させようとする者の申請を「特殊車両の通行認定申請」としている。

a) [条文]（特殊な車両の特例）第14条

幅・総重量・軸重・輪荷重・長さ・高さまたは最小回転半径が第三条から第八条までに規定する基準に適合し

* いずれも舗装に関する規定

ない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことがその使用目的による車体の構造または積載する貨物の特殊性によりやむを得ないと認定したものは、当該認定に係わる事項については、第三条から第八条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路または運転時間の指定など、道路の構造の保全または交通の安全をはかるため必要な条件を付したときは、当該条件にしたがって通行する場合に限る。[条文終り]

(3) その他

車両制限令には、以上のほかに、次のようなことが規定されている。

[条文]

a) (カタピラを有する自動車の制限) 第九条

舗装道を通行する自動車は、次の各号の1に該当する場合を除き、カタピラを有しないものでなければならない。

① その自動車のカタピラの構造が路面を損傷するおそれのないものである場合。

② その自動車が当該道路の除雪のために使用される場合

③ その自動車のカタピラが路面を損傷しないように当該道路について必要な措置がとられている場合。

b) (路肩通行の制限) 第十条

歩道を有しない道路を通行する自動車は、その車輪が路肩(路肩が明らかでない道路にあっては、路端から車道寄りの0.5m(トンネル・橋または高架の道路にあっては、0.25mの幅の道路の部分)にはみ出してはならない。

c) (通行方法の制限) 第十一条

道路法第四十六条第2項(注:通行の禁止または制限について規定している)またはこの政令第七条第2項もしくは第3項の規定により車両の総重量・軸重または輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため必要と認められる除行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならない。

d) (無軌条電車の特例) 第十二条(省略)

e) (幅の制限の特例) 第十三条

道路が次の各号の1に該当し、車両の通行に支障のある場合において、道路管理者が交通の円滑をはかるためやむを得ない必要があると認めて他の道路を指定したときは、当該地の道路を通行する車両については、第四条および第五条の規定は、適用しない。

① 道路が破損し、または欠壊している場合。

② 道路に関する工事が行なわれている場合。

③ 車両の通行が著しく停滞している場合(第2項省略)。

f) (緊急自動車などの特例) 第十五条

道路交通法第三十九条第1項に規定する緊急自動車および災害救助・水防活動その他の特別の用務のために通行する車両で建設省令で定めるものについては、この政令の規定(第七条第2項の規定並びに第十一条の規定中第七条第2項および道路法第四十六条第2項に係わる部分を除く)は、適用しない。

[条文終り]

なお、建設省令で定められているもののなかに次のようなものがある。

① 災害救助・人命救助・水防活動・消火活動または火災現場への臨場のため使用される車両。

② 緊急を要する事故の発生した航空機・車両などの回収のため使用される車両。

4. 道路運送車両の保安基準

道路運送車両の保安基準は、道路運送車両法を根拠法とする省令で、自動車の構造に関する保安上の技術基準であり、道路運送の用に供する車両は、この技術基準に適合したものでなければならないとされており、この省令に規定されている基準値が、他の法令における制限値を定める場合の一つの規範となっているとみられる。

この省令には、自動車・原動機付自転車および軽車両の保安基準が規定されているが、そのうち、自動車の保安基準について、そのおもなるものを列記すると次のようなものがある。

(保安基準)

① 自動車は、空車状態において長さ12m、幅2.5m、高さ3.5mをこえてはならない。

② 自動車の車両総重量は、20tをこえてはならない。

③ 自動車の軸重は、10tをこえてはならない。

④ 自動車の輪荷重は、5tをこえてはならない。

⑤ 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて12m以下でなければならない。

⑥ 空車状態および積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量および車両総重量の20%以上であること。

(基準の緩和)

同令の基準をこえる車両の製作について、陸運局長は同令の基準の緩和認定をすることができる、と規定されている。

なお、道路運送車両法に規定されているものとして、

臨時運行の許可（通常、道路を使用することがないため自動車の登録がされていない車両を、たまたま道路を通行して車両を転送しようとする場合、通行させようとする者（車両の使用者）は、この臨時運行の許可を得なければ道路を通行することができない。この許可は、陸運局長・市および特別区の長並びに政令で定める町村の長が行なう）ならびに回送運行の許可（自動車の回送を業とする者（車両メーカーも含まれる）が、その営業所ごとに陸運局長の許可を受ける）の規定がある。

ここで、道路運送車両法および同保安基準において定義している用語のうち、おもなるものについて紹介しておく。

⑧ 車両総重量：車両重量・最大積載量および 55 kg に定員を乗じて得た重量の総和。

⑨ 軸重：自動車の車両中心線に垂直な 1 m の間隔を有する二平行鉛直面間に中心のある、すべての車輪の輪荷重の総和。

⑩ 輪荷重：自動車の 1 個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重。

⑪ 最大積載量：自動車の保安基準の規定に適合して安全な運行を確保できる範囲内において積載することができる物品の積載量のうち最大のものとする（乗車定員についても同じ）。

⑫ 空車状態：道路運送車両が、原動機および燃料装置に燃料・潤滑油・冷却水などの全量をとらえ、および当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設けるなど運行に必要な装備をした状態をいう。

⑬ 積載状態：空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員の 1 人の重量は 55 kg とし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。

5. 各法令における制限値の測り方

以上の 3 法令における制限に関する一般的制限基準値の数値は類似のものであるが、各法令の条文に示されているように、その内容には大きな違いがある。以下その相違点を二、三説明する。

(1) 車両の単位

車両の単位については前述のとおりであり、保安基準と道交法および車両制限令とは異なる。

(2) 重量

道交法において制限外積載の許可を必要とするものは、その自動車の最大積載量をこえて積載する場合である。一方、車両制限令においては、自動車に実際に積載

した状態で、車の自重+積載物重量+乗員重量が 20 t をこえる場合は、道路管理者の通行認定を必要とする。

(3) 幅

道交法では、積載物の幅を自動車の幅以下に制限しているものであって、必ずしも、はみ出してはならないとは規定していないが、一般には、はみ出してはならないものと解されている。車両制限令では、積載物を含めて車両の幅を制限している。

(4) 長さ

長さについても同じように、道交法では、積載物の長さそのものを自動車の長×1.1 倍までと制限しているのであるが、一般には、はみ出し量が自動車の長さの 1/10、もしくは 1 m と解されているようである。

(5) 高さ

高さについても同じであるが、道交法では自動車に固定されているものについては特に制限されているものではなく、物を積載してはじめて 3.5 m という高さの制限を受けるものである。

(6) したがって、道交法においては、たとえば、極端な例をあげれば、車両制限令でいう車両で考えると道交法では、車両の全幅は自動車の幅の 2 倍まで、全長は自動車の長さの 2.1 倍まで、また積載のないものは制限を受けないこととなる。

これらの点を要約すると、保安基準は車そのもの、道路交法は積載物そのもの、車両制限令は、車と積載物を含めて制限しているといえる。したがって、制限基準値の数値そのものがたとえ同一数値で表わされていても、内容としては車両制限令のそれが、もっともきびしいものといえる。

6. 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止などに関する特別措置法

この法律は、土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用について必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化などをはかることなどにより、土砂などの輸送に関する秩序を確立し、もって道路交通の安全に寄与することを目的とする法律である。

この法律の内容のおもなるものは次のとおりである。

- ① 届出、表示番号の指定および車体表示（第三～五条）
- ② 積載重量の自動計の取付けの義務（第六条）
- ③ 使用の制限および禁止（第七～八条）
- ④ 協業化などの促進（第十一条）
- ⑤ 罰則（第十九～二十三条）

なお、この法律でいう「土砂等」とは、次のものをいう。

- ④ 土・砂利（砂および玉石を含む）および碎石
- ⑤ 砂利または碎石をアスファルトまたはセメントにより安定処理したものおよびアスファルト・コンクリート
- ⑥ 鉱さい・廃鉱および石炭がら
- ⑦ コンクリート・れんが・モルタル・しっくいその他これらに類する物のくず
- ⑧ 砂利状または碎石状の石灰石およびけい砂

おわりに

道路交通関係法令のうちおもなるものについて紹介したが、最後に、46年4月に車両制限令に関する道路法の改正が行なわれたので、その内容について紹介する。なお、道路法の改正にともない政令である車両制限令の内容も改正されることとなり、目下、その改正作業が進められている。車両制限令に関する道路法の改正内容は、おおよ次のようなものである。

(1) 罰則の強化

従来、車両制限令違反の車両に対して、単に違反しているのみでは罰則はかからず、違反者に対する道路管理

者の措置命令（たとえば、積載物の重量軽減措置などの命令）に違反した場合に限り道路法第四十七条第2項の規定により罰則が適用されることとなっていたものを、改正により、車両制限令に違反していればただちに罰則（5万円以下の罰金）が適用されることとなった。

(2) 特殊車両の通行許可事務の一元化

特殊車両の通行認定を許可制とし、従来、認定はそれぞれの道路管理者が行なうこととなっていたものを、申請窓口で一元的に処理できるようにした。

(3) 手数料の徴収

事務の一元的処理にともない2以上の道路管理者に係わる特殊車両の通行許可申請については最高額500円を限度として手数料を徴収することとなった。

なお道路交通法の改正により、本稿に係る条文で改正になったものは、次のものである。

第五十七条中「積載重量若しくは積載容量」を「積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という）」に改め、同条第2項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載重量等」に改め、同条第3項中「積載重量若しくは積載容量、重量又は容量」及び「重量及び容量」を「積載重量等」に改める。

土木 施工技術

6月号 発売中 定価 260円

【特集】安定液工法の最適施工

安定液の基本的性質と管理方法……東大 藤井清光
安定液工法のための事前調査……利根ボーリング 小柳久正
安定液工法による地下構造体の設計……

大林組 高瀬邦夫ほか
土質に合った機械の選定……鹿島建設 堀井陽三
海外における安定液工法の現状……利根ボーリング 植田進武
〈実例〉

アースドリル工法……基礎工業 山本公夫
地下連続壁工法……銭高組 大平 明ほか

■主要記事

水平加圧による地盤改良工法……三井物産 森本辰雄ほか
人工島の築造……三井建設 高橋 豊ほか
ベント工法とリバース工法
—長短比較と工法の選定—……鴻池組 京車禮和夫
海底パイプライン技術……新日本製鉄 宮下義夫ほか

土 中 水

— 理論と対策 —

松尾新一郎編著 A5 / 2800円 絶賛発売中!

■執筆 者

京都大学	松尾新一郎	鳥取大学	久保田敬一
大阪市港湾局	佐々木 伸	京都大学	河野伊一郎
中堀ソイルコーナ	中堀 和英	神戸大学	田中 茂
鴻池 組	橋 好茂	藤田 組	石山 和雄
近畿日本鉄道技研	薮 哲司	大阪府高専	大同 淳之

本書は土中水の状態と挙動、試験と調査など基礎事項を、ついで平坦部、掘削部等における土中水及び防災対策等の実務の事項を実際に即して解説、

主要項目 土中水の状態と挙動 / 土中水の試験と検査 / 平坦部における土中水 / 盛土部における土中水 / 掘削部における土中水 / 開口部における土中水 / 山岳部における土中水 / 土中水による事故と災害

日刊工業新聞社

東京都千代田区九段北1-8-10 ☎ (03)263-2311(大代表)